

奈良県総合医療センター周辺県有地活用アイデア審査委員会規則をここに公布する。

平成二十六年十月十日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県規則第三十一号

奈良県総合医療センター周辺県有地活用アイデア審査委員会規則

### （趣旨）

**第一条** この規則は、奈良県附属機関に関する条例（昭和二十八年三月奈良県条例第四号）第二条の規定に基づき、奈良県総合医療センター周辺県有地活用アイデア審査委員会（以下「審査委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### （組織）

**第二条** 審査委員会は、委員六人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- 一 学識経験を有する者
- 二 前号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

### （任期）

**第三条** 委員の任期は委嘱の日から当該日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### （委員長）

**第四条** 審査委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

### （会議）

**第五条** 審査委員会の会議は、委員長が招集する。

2 審査委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審査委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

4 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

（委員以外の者の出席）

**第六条** 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

**第七条** 審査委員会の庶務は、医療政策部病院マネジメント課において処理する。

（その他）

**第八条** この規則に定めるもののほか、審査委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。